

理 由 書

本理由書は、都市計画法第21条第2項の規定において準用する同法第17条第1項の規定に基づき、上尾都市計画道路の変更についての理由を示したものです。

I. 上尾都市計画区域の位置等

上尾都市計画区域は、都心から約40km圏、本県の中央部に位置しています。

また、上尾都市計画区域に含まれる土地の区域は、上尾市、伊奈町の行政区域の全域です。

【1・4・1号高速埼玉中央道路】

本路線は、上尾市の大字堤崎字柳田を起点とし、大字領家字中井に至る延長約5,260m、幅員20.5mの自動車専用道路です。

【3・1・1号上尾バイパス線】

本路線は、上尾市の大字堤崎字柳田を起点とし、大字領家字中井に至る延長約5,260m、幅員57.0mの幹線街路です。

II. 変更の理由

上尾都市計画道路1・4・1号高速埼玉中央道路及び3・1・1号上尾バイパス線は、県中央地域を南北方向に結び、道路網の骨格を形成するとともに、交通機能の向上や周辺幹線道路の渋滞緩和等、交通環境の改善を図るため、都市計画決定された道路です。

このうち、一部区間において、平成29年3月に国と首都高速道路株式会社が共同で事業を実施することになったため、出口料金所を廃止するとともに、入口料金所形状を見直すことに伴い、一部区域を変更するものです。

また、安全かつ円滑な交通環境の向上を図るため、非常駐車帯を設置するとともに、出入口の分合流位置を見直すことに伴い、一部区域を変更するものです。

併せて、両路線の車線数の決定を行うものです。

III. 変更の内容

名称	延長	車線数	幅員	変更内容
1・4・1号 高速埼玉中央道路	約 5,260m	4車線 (-)	20.5m	・一部区域の変更 ・車線数の決定
3・1・1号 上尾バイパス線	約 5,260m	4車線 (-)	57.0m	・一部区域の変更 ・車線数の決定

括弧内は変更前を示す。